

FUKAMI PATENT OFFICE, p.c.

# NEWS LETTER

vol. 2

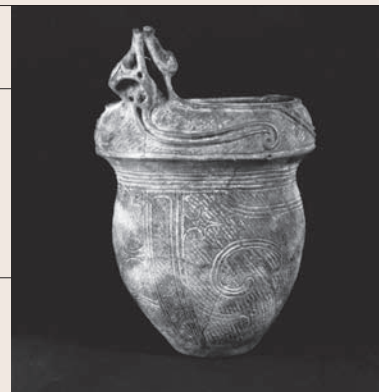
特許業務法人 深見特許事務所 ニュースレター

July 2012



# 人類最初の土器と東北

## The Earliest Human Earthenware and Tohoku



① © 2012 TOHOKU HISTORY MUSEUM

### 人類最初の土器

意外と知られていないのですが、人類初の土器は、青森県外ヶ浜町大平山元Ⅰ遺跡で出土したものです。紀元前1万4000年の頃のいわゆる縄文土器でした。以前はメソポタミアにおいて、人類は初めて土器を製作したものと考えられていたのですが、この青森で出土した縄文土器の年代測定がされた後は、日本の縄文土器が人類最初の土器として評価されるようになったのです。

### 洗練された縄文土器

科学とその歴史の入門書であるアダム・ハート=デイビス総監修の「サイエンス図鑑」でも「世界最初の土器は紀元前1万4000年頃の日本でつくられ、ほどなく洗練された縄文土器へと発展していった」と記しています。この時代は、他の国ではいわゆる新石器時代であって、石を割ったりして石器を作っていた旧石器時代に対して、石を磨いて、その目的に沿うように作り上げていった時代でした。

### なぜ土器が優れものなのか

土器が大変な優れものであったのは、食物を煮ることができた唯一の容器であったことなのです。縄文時代は狩猟採集の時代であり、もっとも重要な食糧の一つが広葉樹林帯から得られたドングリでした。ドングリは貴重なデンプンとなりますが、そのままでは食べることはできません。ドングリを石皿等の上で細かく砕き、水に漬けることによりアク抜きをし、デンプンにします。このデンプンを土器に入れて、水とともに煮ることによって初めて食糧となったのです。砕いて水に漬ける過程、そしてデンプンを煮る過程には土器は、必要不可欠の容器でした。

### 縄文の女性が発明した

この土器は、女性が最初に作ったのではないかという説があります。いつも火の傍にいて、食事を気にしている女性が、火の傍にあった粘土のかたまりが火に焼けて、固くなっていることを見出しているうちに、その粘土をあらかじめ容器の形にしておけばよいのではないか、これが土器の製作のきっかけではないかとみる説です。火の傍にいて、食事を作る女性が人類初の土器を発明したと考えるのはかなり妥当性がありそうです。

### 東北の可能性へ

土器が日本において初めて製作されたことは、日本に元気を与えることですし、それを女性が火の傍にいて食事を気にしている時に発明したと主張する説はそれ以上に女性に元気を与えるのではないのでしょうか。縄文文化が花開き、人類初の土器がわが国の東北地方において生み出されたという考古学的事実は、今、あの大震災から復興するべく全力を挙げて努力されている東北の皆様には是非、知って頂きたい事実であります。

(石井 正)



② © 2012 TOHOKU HISTORY MUSEUM

The earliest earthenware made by a human was excavated in the Odaiyama Ruins in Sotogahama-Machi, Aomori Prefecture. It is a piece of Jomon earthenware made around 14,000 B.C. Earthenware was the only container in which food could be cooked, and there is a theory that the earthenware was first invented by a woman since women took care of the fire and prepared the meals. I do hope that people in Tohoku who are making every possible effort for recovery from the Great Earthquake know the archaeological fact that the first human earthenware was created in the Tohoku District of Japan.

(Tadashi Ishii)

# NEWS LETTER

特許業務法人 深見特許事務所 ニュースレター

## Contents

vol. **2**  
July 2012

【表紙の写真】

### 思い出の本

表紙の写真は、弊所図書室所蔵の書籍です。上の2冊は米国 BAKER VOORHIS 社 1964 年発行の *Deller's WALKER ON PATENTS*。わが国の産業界では、昭和 34 (1959) 年特許法が施行された頃から外国特許出願が増えつつありました。当時、外国出願に関する日本語の解説書は皆無で、外国特許法律実務の情報源として外国図書に頼らざるを得ませんでした。写真の書籍はその時代に私が入手したものです。  
(深見久郎)



## 目次

- ◎ 緒言 Preface
- 02 **人類最初の土器と東北**  
石井 正  
The Earliest Human Earthenware and Tohoku  
Tadashi Ishii
- 
- ◎ 所説 Opinion
- 04 **英語能力の効率的向上** 一型に入り、型を出す  
会長・弁理士 / 深見久郎  
To enhance the efficiency of mastering English  
— follow the pattern, modify the pattern  
Hisao Fukami
- 05 **日本の技術開発力**  
所長・弁理士 / 森田俊雄  
Technological Capability in Japan  
Toshio Morita
- 
- ◎ 論説 Article
- 06 **明細書の誕生** 一新技術の文書による公開機能と近代特許制度—  
副会長 (東京事務所長)・弁理士 / 石井 正  
Birth of a Specification  
— The publication of new technology and the modern patent system —  
Tadashi Ishii
- 10 **プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する  
知財高裁大合議判決** —プラバスタチンナトリウム事件—  
化学バイオサブリーダー・弁理士 / 中村敏夫  
The Grand-Panel Decision issued by the Intellectual Property High Court  
relating to the product-by-process claims —the pravastatin sodium case—  
Toshio Nakamura
- 14 **「商品の販売に関する情報の提供」に係る商標の最高裁判決**  
商標意匠法律サブリーダー・弁理士 / 向口浩二  
Supreme Court's Decision on the Services  
“Providing Information Concerning Sales of Commodities”  
Koji Mukoguchi
- 
- ◎ 随筆 Essay
- 18 **春、トビウオに寄せて**  
商標意匠法律・弁理士 / 齋藤 恵
- 18 **京都・住めば都**  
第 1 電気情報・弁理士 / 雷永賢二
- 19 **楽則能久 (楽しまば則ち能く久し)**  
総務・事務長 / 山道 博
- 19 **Effective and Pleasant Business Letters**  
Yuka Tatsumi
- 
- ◎ 解説 Explanation
- 20 **間違い易い特許英語**  
Common Errors in Patent English  
Barrister & Solicitor / Gerald Thomas
- 
- ◎ DATA
- 21 **所属弁理士一覧**  
Patent Attorney Profiles

# 英語能力の効率的向上 一型に入り、型を出す

To enhance the efficiency of mastering English — follow the pattern, modify the pattern

## 知的財産業務と英語

知的財産に関わる専門職務は国際性の高い業務であり、国際的の局面で英語が事実上、公用語化していることは論を俟ちません。そうであれば知的財産実務専門家は英語能力を高める努力が常に求められます。

英語能力の向上の手法の一つは、重要な所定数の基本文型を記憶することですが、私は以前に動詞の型に注目して英語を学習したことがあり、英語能力の効率的な向上の点で参考になればとの思いで、この学習法を紹介させていただきます。

## 型に入り、型を出す

50年程前に弁理士試験に合格後、特許の専門家としての次の目標として外国特許実務のために英語学習を始めました。研究社から出版された大阪外大の羽田三郎先生の書籍で英語学習での「型に入り、型を出す」を読み感動しました。

「型」は武道、芸能、スポーツなどで規範となるモデルのことで、能においては所作、謡、舞すべてが型によって構成されるようです。「型に入り、型を出す」とは、基本を学習した後、応用に展開することの意でありましょう。

羽田先生はこの語を引用しながら、アルバート・シドニー・ホーンビー著、岩崎民平訳の『英語の型と正用法』(研究社)を紹介されていました。

ホーンビー氏はロンドン大学出身の英語教師で、1920年代に来日され、1932年に東京外国語学校(現東京外大)に転任しました。1930年代に文部省の英語教授研究所で日本人学生を対象とする英語の教授法について研究し、動詞の型を整理して成果を『英語の型と正用法』や英英辞典で発表されました。

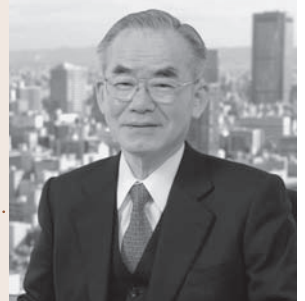
## ホーンビー氏の「型」の提案

早速、この書籍『英語の型と正用法』を購入して読みましたが、まさに目から鱗が落ちる思いをしました。

私たちは通常英語の動詞について5文型(いわゆる、第1文型S+V、第2文型S+V+C、第3文型S+V+O、第4文型S+V+O+O、第5文型S+V+O+C)で使われるものと説明されます。しかしどのような動詞がどの文型に用い

## 深見久郎 Hisao Fukami

特許業務法人 深見特許事務所  
会長・弁理士



られ、特にOについて、名詞、代名詞、to不定詞、動名詞、that節、wh節、wh+to不定詞などの目的語、補語のどのような種類がどのような動詞とどのように組み合わせられ、使われるのかが体系的に教えられず、経験で一つ一つを記憶するしかありませんでした。

それ以来、私は英語に関し、読むときに「型」を知らない動詞に出くわすときも、書くときに「型」を知らない動詞を使うときも、研究社の英和中辞典を引きながら動詞の型を確認するよう心がけました。このことが前述の暗中模索的な学習から解放され、英語の主要な動詞について正しい語法の英作文を学習する効率の向上に繋がりました。

ホーンビー氏は前述の書籍において動詞のみならず、形容詞、名詞の用法についても「型」の考え方を取り入れ解説しています。

私はホーンビー氏のこの動詞に始まり形容詞、名詞にまで「型に入り、型を出す」のアプローチをとられたことに感銘を受け、以降、それを実践したことで英語学習の全般において効率が向上したと確信しています。

Almost 50 years ago, I read a book authored by Mr. Saburo Haneda, a professor with the Osaka University of Foreign Studies. His book impressed me greatly with its practical and effective manner of developing English skills. One of the key points that I obtained from his teaching was the approach "follow the pattern, modify the pattern". This approach is in fact used as a principle in many fields including martial arts, theatrical performance such as Noh, and in many sports.

Professor Haneda gave credit for this approach to an earlier linguistic scholar Professor A. S. Hornby, a linguist who worked in Japan from 1920 to 1930. Professor Hornby's book entitled "A Guide to Patterns and Usage in English" is one of the early works that was widely used in Japan for the development of English skills during that period.

By studying English through focusing on the usage of the patterns of English verbs as taught by Professor Hornby, I came to believe that my efficiency of mastering English was enhanced.

# 日本の技術開発力

Technological Capability in Japan

## 日本の技術力資源

日本は天然資源に恵まれません、技術力という人的資源に恵まれ、技術立国として世界をリードしてきました。最近、その技術立国としてのポジションに驚きが見られるといわれています。しかし、私は決して日本の技術力が低下したとは思いません。

平成24年4月12日付の日経新聞で、技術開発に関する2つのニュースを目にしました。1つは、「レアアース(希土類)を使わない省エネ型の産業用モータ」の開発です。レアアースの世界生産の9割を占める中国が、その輸出を厳しく制限しているため、レアアースの安定調達が難しくなっています。脱中国依存のためにレアアースを使わないモータの取り組みが必要になっていました。これに対し、株式会社日立製作所は、磁石にレアアースを使わず、中核部品の鉄心にアモルファス金属を使った独自開発の素材を採用して、効率を高めることで、レアアースを使った製品と同等の性能を出せるようにしたそうです。天然資源に恵まれず、これを克服する日本の技術力の一端を見る思いです。

## 原発事故にも立ち向かう技術

もう1つのニュースは、東日本大震災後のがれきの処理に関わるものです。大震災後に発生した大量のがれきの処理は極めて重要な社会問題となっています。このがれきの処理に関し、(株)フジタと、京都大学、日本大学が「放射性物質を含む汚染土の貯蔵庫に使うコンクリート」を共同で開発しました。東日本大震災で発生したがれきを主成分にして、外部に漏れ出る放射線量を10分の1以下に抑えられるそうです。被災地のがれき処理に貢献することになります。

東北の大震災、津波および福島原発事故からの復興が現在日本が直面している最大の社会的、経済的課題です。がれき処理技術もそうですが、さらに、福島原発の事故処理のため、人が入れない過酷な環境下で活動できるロボットが次々と開発されていると聞きます。福島原発の廃炉に向けた核燃料取出しができるロボットの開発も急がれています。この新型ロボット開発のために極めて高度な技術力が必要といわれています。東日本の復興のため、そして日本の技術力の復興

## 森田俊雄 Toshio Morita

特許業務法人 深見特許事務所  
所長・弁理士



のため新型ロボットの早急な開発を願うところです。

## 知財人の貢献

必要が生じれば必ず新しい技術を開発するというのが人智です。しかも日本にはものづくりの長い伝統があり、丁寧なものづくりを高く評価する社会的価値観があります。それらがあいまってこのような新しい技術が生み出されるものでありましょう。発明の保護に携わる知財人は、その役割に喜びと使命感を感じるとともに、技術の進歩に精一杯貢献していきたいものです。

Japan has very few natural resources, but is blessed with great human resources and high technological capability. There is no doubt that in times of crisis, inspiring and sophisticated technological capability in Japan can come to the forefront.

Recovery from the earthquake, tsunami and nuclear disaster in Tohoku is currently the greatest social and economic challenge facing Japan. For example, the handling of the tons of debris after the Great Tohoku Earthquake became a vital social and economic issue. As one of the measures needed to cope with this crisis, concrete has recently been developed using this debris as a primary ingredient. This new type of concrete is used to construct storerooms for storing the soil contaminated with radioactive substances in the Fukushima area.

Research is also continuing around-the-clock to develop a new type of robot that can operate under the severe radioactive environment of the Fukushima reactors and which can clean up the remaining nuclear fuel. To that end, much higher-level technology is urgently required and intense research activities are ongoing. I pray for the success of Japan's researchers and their inventions, and I hope that such new robots will be developed as soon as possible, for the recovery of Tohoku, as well as for the further development of Japan's technological capability.

# 明細書の誕生 —— 新技術の文書による公開機能と近代特許制度 ——

Birth of a Specification —— The publication of new technology and the modern patent system ——

石井 正 Tadashi Ishii

特許業務法人 深見特許事務所  
副会長 (東京事務所長) ・弁理士



## 1. はじめに

特許制度は、新たに生み出された技術知識を広く社会に伝えるために一定期間、排他権を付与する代わりにその技術内容を公表することを求めます<sup>(1)</sup>。技術内容を記述したものが明細書であるだけに、この明細書は特許制度には必須の要件とも言えます。

しかし近代特許制度において、明細書が初めから制度設計されていたわけではありません。明細書という用語自体がかなり後に用いられたものであって、産業革命そして技術が変わることにともない登場したものでした<sup>(2)</sup>。明細書はどのような背景とともに特許制度のなかにその位置を占めていったのでしょうか。

## 2. 科学者は筆の人、技術者は手の人

科学は、自然に関する知識の体系です<sup>(3)</sup>。この世界の自然はどのようになっているか、それを知りたいと願い、その得た知識の集積が科学でした。科学者はこの世界＝自然の仕組みを明らかにしていく人ですから、知り得たことは、た

だちに同じ科学に関心を持つ者に連絡をします<sup>(4)</sup>。新たな知識を見出し、その知識の体系を作り上げた者は、それが科学者としての評価でありました。

科学者は知り得た事実を文章にして科学者に報知していきます。だから科学者は頭の人、あるいは筆の人とも称されるわけです<sup>(5)</sup>。手紙で連絡をし、サロンで新たな知識が披露され、学会となり、学会誌、論文誌となっていきました<sup>(6)</sup>。

これに対して技術は科学とはまったく異なったものでした。技術は実際に役に立つ工夫の集積で、ギルドや職人組合のなかでその知識は集められ、改善され、職人のわざとして評価されていきました。技術は秘密にしておくべきものでした<sup>(7)</sup>。技術はそれを文書にすることはなかったのです。

科学はそうした技術と明確に一線を画し、技術を利用することはありませんでした<sup>(8)</sup>。ところがルネッサンスの頃から、新たな科学の発見には特別な技術的手段や道具が求められ、実際にそれが役立っていったのです<sup>(9)</sup>。

## 3. 技術が文書化される時代

科学が技術に近づく時期、技術もまた科学へ限りなく近づいていきます<sup>(10)</sup>。新たな技術的工夫をする場合に、科学の

(1) Machlup, F. (1958) *An Economic Review of the Patent System* (土井輝生訳 (1975)『特許制度の経済学』日本経済新聞社)

(2) 大河内暁男 (1992)『発明行為と技術構想 技術と特許の経営史的位相』東京大学出版会、pp.139-160

(3) 村上陽一郎 (1994)『科学者とは何か』新潮社、p.38

(4) Vickery, B. C. (2000) *Scientific Communication in History* (村主朋英訳 (2002)『歴史のなかの科学コミュニケーション』勁草書房)

(5) 村上陽一郎 (1986)『技術とは何か——科学と人間の視点から——』日本放送出版協会、p.72

(6) Vickery supra note (4), pp.105-110

(7) 小林達也 (1981)『技術移転——歴史からの考察・アメリカと日本——』文真堂

(8) Weigl, E. (1990) *Die Instrumentalisierung der Erkenntnis-Instrumente der Neuzeit von Galilei bis Alexander von Humboldt* (三島憲一訳 (2001)『近代の小道具たち』青土社)

(9) Weigl supra note (8)

(10) 橋本毅彦 (2008)『描かれた技術 科学のかたち サイエンス・イノベーションの世界』東京大学出版会

知識が大いに役に立つことに気付いたのです。蒸気機関の発明者ジェームス・ワットは熱についての科学的知識を身につけて、発明を生み出しました<sup>(11)</sup>。それは文字を読まない職人に属していた技術から、文字を読む高級職人に属する技術への転換をも意味していました<sup>(12)</sup>。

技術もまた科学と同じように文書にその内容が記載され、印刷され、広く配布されていくようになったのです。フランスにおける百科全書<sup>(13)</sup>、鉱山の技術についてその詳細を文書にしたデ・レ・メタリカ<sup>(14)</sup>がそれでした。科学が大学で教育されるべき対象であったのと同じように、技術もまた大学等の高等教育機関において教育されるべき対象となり<sup>(15)</sup>、それは19世紀半ばに顕著になっていくのです<sup>(16)</sup>。

#### 4. 近代特許制度における技術開示

近代特許制度は1474年、ヴェネツィアに生まれました<sup>(17)</sup>。審査は発明の実物あるいは見本に基づいたもので、審査委員会は発明を実際に動かしてみても評価した<sup>(18)</sup>のです。発明すなわち技術を文書で説明することは、この時代にはまだほとんど行われていなかったのです。ヴェネツィアの特許制度はこの後、重商主義時代のフランスに伝わり、一定期間の排他権に加えて発明に対して報償金を提供するという制度にまで発展していきます。フランスにおいても発明に関わる実物か見本の提出を求め、実際に動かすことにより発明の価値を評価する方式<sup>(19)</sup>でした。ドイツにおいても各領邦は君主の特権付与に倣って特許権を付与したのですが<sup>(20)</sup>、この場合も実物か見本を提出して、発明を評価する<sup>(21)</sup>というものでした。

16世紀の英国は技術的に遅れた国であり<sup>(22)</sup>、大陸からの職人の招聘が求められ、このための施策が特許制度でありました<sup>(23)</sup>。1624年の専売条例は英国内における独占禁止の法令なのですが、ただ発明に関する特許だけは14年間、その例外として独占を許すというものであったのです。新技術に排他権を付与する点ではヴェネツィア、フランスと異なるものではなかったのですが、発明内容を説明する方法が決定的に異なっていました。

#### 5. 特許明細書の誕生

英国における専売条例では特許は、審査をしないで登録する方式でした。しかしこの方式では後にトラブルを生みません。特許権の内容が不明であり、裁判で被告はその点を追及しますし、特許権者は彼の都合の良いようにその発明内容をさまざまに主張し、紛争が長期化したのです。

発明が明確でないと特許権者にとって不利になることが明らかになるとともに、裁判になった時に備えて特許権者はあらかじめ彼の発明の内容を記述した文書を裁判所に預けておくという慣行<sup>(24)</sup>が根付いていきました。18世紀は技術を文書に記述し始めた時代でもありました。出願を受け付けた官庁も次第に特許後に発明の明細書を提出するように求めています<sup>(25)</sup>。1711年から1734年までの間では、20%が明細書を提出したのです<sup>(26)</sup>。

裁判所も文書に記述された発明内容に基づいて特許権侵害訴訟の判断をする慣行となっていきます。ただ文書に記述すべき内容が問題となったのです。その考えと基準が定まっていたのが18世紀末でした。英国の産業革命が始まり、

(11) Crowther, J.G. (1962) *Scientists of The Industrial Revolution* (鑛目恭夫 (1964)『産業革命期の科学者たち』岩波書店)

(12) Crowther supra note (11), pp.110-111

(13) Neely, I.F. and Wolverton, L. (2008) *Rethinking Knowledge From Alexandria to the Internet* (富永星訳 (2010)『知はいかにして再発明されたか アレキサンドリア図書館からインターネットまで』日経BP社, pp.176, 177)

(14) 橋本毅彦、前掲 (10), pp.10-16

(15) フランス革命前の土木学校、鉱山学校、その後のエコール・ポリテクニク、ドイツでは工科高等専門学校

(16) 村上陽一郎、前掲 (5), p.144

(17) 石井正 (2009)『歴史のなかの特許』見洋書房, pp.1-6

(18) Mandich, G. (1948) "Venetian Patents (1450-1550)" *Journal of the Patent Office Society*, Vol.30, No.3, pp.166-224 [元のMandich, G. (1936) *Rivista di Diritto Commerciale*, Vol.34, pp.511-547 から Prager, F. D. が翻訳したもの]

(19) Macleod, C. (1991) "The Paradoxes of Patenting: Invention and Its Diffusion in 18th- and 19th-Century Britain, France, and North America" *Technology and Culture*, Vol.32, No.4, pp.885-910

(20) 玉井克哉 (2001)「特権付与から行政行為への史的発展——ドイツ特許制度成立過程の一断面——」『行政法の発展と変革 塩野宏先生古稀記念』有斐閣

(21) Macleod, C. (1987) "Accident or Design? George Ravenscroft's Patent and the Invention of Lead-Crystal Glass" *Technology and Culture*, pp.776-803

(22) Thirsk, Joan (1978) *Economic Policy and Projects: The Development of a Consumer Society in Early Modern England* (三好洋子訳 (1984)『消費社会の誕生——近世イギリスの新企業——』東京大学出版会)

(23) Hulme, E.W. (1896) "The History of the Patent System under the Prerogative and at Common Law" *The Law Quarterly Review*, Vol.12, pp.141-154

(24) Frumkin, M. (1945) "The Origin of Patents," *Journal of the Patent Office Society*, 27 (3), pp.143-49 あるいは Davies, D.S. (1934) "The Early History of the Patent Specification" *The Law Quarterly Review*, Apr., pp.260-274

(25) 清瀬一郎 (1970)『発明特許制度ノ起源及発達』学術選書, p.139

(26) Mossoff, A. (2001) "Rethinking the Development of Patents: An Intellectual History, 1550-1800" *Hastings Law Journal*, Vol.52 August, p.1291

その基軸となる重要発明であったアークライトの綿紡績特許とワットの蒸気機関特許がともに明細書に記述された内容が不十分でしかも不明確であると裁判の過程で非難された<sup>(27)</sup>ことに伴い、裁判所は明細書に記述すべき発明の内容について一定の基準を示していきます。

1785年、キング対アークライト事件でブラー判事は次のように判示したのです<sup>(28)</sup>。

特許権者は彼に与えられた特許の内容について、発明明細書を読めば他者もそれを実行できるようなやり方で、自分の秘密を開示し、発明を詳細に記述しなければならない。何故ならば発明明細書の目的と意義は特許期間が終了した後は、その技術がどのようなものであるかを社会に周知せしめることにあるから。

また明細書の意義は、当時、最も影響力のあった判事マンズフィールド卿が1780年、ライアデット対ジョンソン事件において次のように判示しました<sup>(29)</sup>。

発明を世に広く伝えるにあたって、特許権者の個人的影響力や監督をもってするという方式は、完全に、そして最終的に、斥けられたのであって、今や新理論、すなわち、その役割は特許の発明明細書が担うという考え方に代わった。

英国においては、明細書が当初は特許出願人の任意で裁判所に提出され、次第に義務化されていきます。ただし特許出願時には提出することは求められず、特許後4カ月以内に提出することとされ、1851年の特許法改正により、特許出願時に仮明細書の提出<sup>(30)</sup>が求められるようになりましたが、仮明細書はそれまでの特許後に明細書を提出する考えの延長にあったのです。

技術が文書化される時代において、英国特許制度が無審査登録方式であったがゆえに、発明を文書化し、裁判所に寄託することが慣行化したことが明細書誕生の契機となったものです<sup>(31)</sup>。

## 6. 米国：審査はフランスから、明細書は英国から

英国から独立した米国は特許を付与するにあたり審査を行なうことはフランスの方式を参考とし、その審査においては英国において確立した特許明細書によって行うという方式を採用しました。1790年に成立した米国特許法は特許出願をする者には発明明細書の出願時提出を求めた<sup>(32)</sup>のですが、これは出願時、特許明細書提出という現在の特許制度の基本型の最初のものでした。

1790年米国特許法第1条では、**発明あるいは発見が明確に、真正に、しかも十分に説明された場合には、これら申請者には14年間を超えない期間、発明あるいは発見について独占的で排他的権利が与えられる、と規定しました。**出願時に発明者は発明の内容を詳述した特許明細書を提出し、その明細書の内容に基づいて発明の審査をして、特許を付与するという制度<sup>(33)</sup>となったのです。明細書に記述する内容は、当業者であればだれでもその発明を実施できる程度に記述すべきものとし、これは特許法第2条に規定されました<sup>(34)</sup>。これは英国の裁判所の判決において明らかにされた考えを反映したものです。

審査は国務長官、国防長官、司法長官の3人によって行われたのです<sup>(35)</sup>が、特に国務長官のジェファーソンの影響が強く、審査においては明細書に加えて発明見本の提出も求めて、理解するようにしました<sup>(36)</sup>。明細書に加えて発明見本の提出を求めることができる規定は、明治日本の専売特許条例にそのまま引き継がれています<sup>(37)</sup>。

## 7. 明細書が国際標準となる

19世紀、産業革命を支えた技術は、科学と同じように文書によって説明されるようになり、発明もまた明細書によ

(27) Robinson, E. (1972) "James Watt and the Law of Patents" *Technology and Culture*, pp.115-139

(28) Dutton, H. I. (1984) *The Patent System and Inventive Activity during the Industrial Revolution 1750-1852*, Manchester University Press

(29) Adams, J. N. & Averley, G. (1986) "The Patent Specification The Role of Liadet v Johnson" *The Journal of Legal History* 7, pp.156-177

(30) ただし特許出願後6カ月以内に明細書の提出が求められた。

(31) Adams, J. N. & Averley, G. supra note (29), 大河内、前掲(2), Dutton, H. I. supra note (28), Mossoff, A. supra note (26) 等

(32) Federico, P. J. (1936) "Operation of the Patent Act of 1790" *Journal of the Patent Office Society*, Vol.18, No.4

(33) Prager, F. D. (1954) "Proposals for the Patent Act of 1790" *Journal of the Patent Office Society*, Vol.36, No.3, pp.157-167

(34) 1790年米国特許法第2条……specification shall be so particular, and said models so exact, as not only to distinguish the invention or discovery from other things before known or used, but also to enable a workman or other person skilled in the art of manufacture, whereof it is a branch, or wherewith it may be nearest connected, to make, construct, or use the same, to the end that the public may have the full benefit thereof, after the expiration of the patent term;

(35) Seidel, A. H. (1966) "The Constitution and a Standard of Patentability" *Journal of the Patent Office Society*, Vol.58, No.1, pp.23-24

(36) Dood, K. J. (1983) "Patent Models and the Patent Law 1790-1880" *Journal of the Patent Office Society*, Vol.65, No.4, pp.187-198

(37) 専売特許条例 第2条「専売特許ヲ願出ルニハ其願書ニ発明ノ明細書竝ニ必要ノ図面ヲ添フヘシ但時宜ニ依リ其現品又ハ雛形ヲ差出サシムルコトアルヘシ」



## Birth of a Specification

て説明されることが各国において慣行となり、制度化されていきます。しかもその明細書は公報として発行され、誰もが容易にその内容を読み、特許された発明を実施することができるようになりました。

それを決定的にしたのが19世紀末、ウィーンにおける特許国際会議でした。ウィーン万国博覧会における発明品の出品問題を契機に開催されたもので、世界各国の弁護士、学者、政府関係者が一堂に会して、特許制度の是非に始まり、望ましい特許制度の基本ルールについて議論したのです。会議でははじめ発明の保護のあり方について検討したのですが、報奨方式と排他権方式で意見が大きく分かれ、議論はその点に集中したのですが、発明の実施化へのインセンティブ機能と、新技術の社会へ公開と移転の点から、排他権方式すなわち特許方式が望ましいとの意見で一致したのです<sup>(38)</sup>。

新技術＝発明の社会への公開と移転という視点から特許方式が望ましいとするのであれば、発明は明細書に記述すべきこと、明細書は公報の形で広く社会に公開されることが望ましいと決議したのです。第1決議の(b)も(d)も明細書の新技術公開機能としての意義を確認し、第2決議の(e)および(g)ではその明細書が公報の形で広く社会に公開されるべきことを確認したのです<sup>(39)</sup>。国際標準としての特許明細書の誕生でした。

## 8. まとめ

近代特許制度において、16、17世紀には発明は現物、見本により説明し、18世紀以降、文書に記述することにより説明するようになりました。18世紀に英国において発明明細書を裁判所に寄託することが慣行化し、後に義務化されていくのです。明細書に記述すべき内容とその意義も18世紀末の英国において判決を通して明らかにされていき、それは米国の特許法に反映されていきます。発明明細書は公報として広く社会に公開されるべきことを国際的ルールにしたのが19世紀末のウィーン特許国際会議でありました。この会議を契機に発明明細書の出願時提出とその公報による公開が各国が採用すべき特許制度の基幹の一つとして認識されるようになっていきました。

Under modern patent systems, disclosure of the contents of an invention has always been required. In the early days of the patent system, in Venice, France, Germany, and other countries, an invention was not documented but the real item or a sample was presented for examination for granting a patent. This is because, in the 15th and 16th centuries, description of a technique or product in a document was not a common practice.

The situation greatly changed in the Kingdom of Great Britain in the 18th century. In Great Britain, no examination was conducted for granting a patent and validity of a patent right was determined by the court if a patent infringement suit was later filed. If the contents of an invention were unclear, it worked to the inventor's disadvantage. Therefore, deposition of a document describing the contents of an invention to the court in advance by an inventor has become the common practice. Standards for description of the contents of the invention were established by the court around the end of the 18th century. Then, in Great Britain, submission of a patent specification within 4 months from patent grant was institutionalized, and further, submission of a provisional specification at the time of filing of an application was required.

The United States shortly after it had gained independence established the patent system in 1790. It introduced from France, the basics of examination of an invention, and introduced from Great Britain, the requirement to describe the contents of an invention in a written specification and standards for description. The 19th century was the era of the Industrial Revolution during which technologies were utilized in industries and it was also the era when the technologies were based more on science and the technical contents were described in written form as in science. In each country, a system was established that an invention should be described in a specification so that those skilled in the art who read the specification can carry out the invention.

It was in the Vienna Congress, the International Convention for the Protection of Industrial Property in 1873, that such a system was adopted as the standard international rule. In this convention, the object and significance of the patent system were discussed and it was resolved that: an invention should be laid open; an exclusive right called a patent should be granted as compensation therefor; the invention should be described in detail in the specification; and the invention should widely be laid open in a publication.

(38) Kronstein, H. & Till, J. (1947) "Reevaluation of the International Patent Convention" *Law and Contemporary Problems*, Vol.12, pp.765-781,あるいは石井正(2008a)「特許廃止論から国際特許制度への転換の時代——ウィーン国際特許会議の前夜——」『パテント』Vol.61, No.1

(39) ウィーン国際特許会議第1決議(b)発明を明細書で全部公開するならば、それが新規な技術的着想を、直ちに、かつ、信頼性のある方法で公衆に知らせることができる実際の効果がある唯一の手段である。(d)特許の主題である発明の完全な開示によって、全ての国の産業にとり費用は著しく減少されることになる。もし、開示をしなければ、それらの産業にとり、発明の実施にあたって時間と資金の面で大損失となる。第2決議(e)特許の付与は、完全な発明の技術上の適用を可能な程度に公示すべきである、との要件と関連すべきである。(g)能率的に組織されている特許庁を通じて、誰でも各特許の明細書を手に入れることを容易にしなければならない。

# プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する 知財高裁大合議判決 — プラバスタチンナトリウム事件 —

The Grand-Panel Decision issued by the Intellectual Property High Court  
relating to the product-by-process claims — the pravastatin sodium case —

中村敏夫 Toshio Nakamura

特許業務法人 深見特許事務所  
化学バイオサブリーダー・弁理士



## 1. はじめに

知財高裁は6件目の大合議事件として、プロダクト・バイ・プロセス・クレーム(以下、PbPクレームと略す)に関するプラバスタチンナトリウム事件(知財高判平成22年(ネ)第10043号)を取り上げ、その判決が2012年1月27日に言い渡されました<sup>(1)</sup>。本判決は従来の判決とは相違するいくつかの注目点を含んでおり、今後の出願方針および侵害に大きな影響を与えると思われます。つきましては、ここに本クレーム形式の背景および今後の対応策等と併せて紹介します。

## 2. プロダクト・バイ・プロセス・クレームの経緯

PbPクレームとは、少なくとも一部が製造方法によって特定された物の発明に係るクレームであります。PbPクレームは、米国では19世紀には既に認められておりました<sup>(2)</sup>。また、英国、ドイツで先行して認められていた中、欧州特許庁は審決T 150/82(1984.2.7)を契機に認めることになりました<sup>(3)</sup>。日本では、「物質特許制度及び多項制に関する運用基

準」特許庁(昭和50年)の特6頁に認めることが明記されております。

このように世界各国でPbPクレームを認めることとした理由は、特許保護されるべき物の発明でありながら、その製造方法によらずに、物の構造・物性等によって特定することができない発明(例えば、バイオ、ポリマー等の発明)が存在し、そのような発明を保護するためであると一般に言われております。

しかし、PbPクレームの取扱いについて、日本および各国で、多数の判決、多数の論説が報告されております<sup>(4)</sup>。本大合議判決以前までは、日本では、概ねPbPクレームは方法の発明ではなく物の発明であり、またその要旨認定(新規性等)について日本特許庁は「物同一説」に基づき審査<sup>(5)</sup>を行い、判決もほぼそれに従っておりました。他方、その技術的範囲については、ケースによって「物同一説」と「製法限定説」とに主に分かれておりました。

【物同一説】その製法で製造された物自体と考える説。

「製法Aで製造された物」の出願クレームに対して、「製法Bで製造された物」(物として同一)が公知であれば、新規性欠如となります。他方、同クレームの特許権に対して、「製法Bで製造された物」は技術的範囲に含まれます。

(1) 『知財高裁詳報 L & T』No.55, 2012/4, pp.78-84; 知財高裁 HP のデータによれば、同特許に関する無効審判の審決取消訴訟(知財高判平成21年(行カ)第10284号: 平24.1.27)は上告等がなされておりますが、本事件は、上告等はされずに確定した模様です。

(2) Chisum on Patents Vol.3, §8.05 [1]等; 国際委員会第2小委員会, 特許管理 Vol. 44 (4), pp. 463-478 (2012)

(3) OJ EPO, 7/1983, p.309; 英国 House of Lords 判決 Kirin-Amgen v. Hoechst Marion Roussel, [2004] UKHL 46 (2004.10.21) Paragraphs pp. 86-101 参照; 前掲 特許管理 Vol.44 (4), pp.463-478 (2012); Protecting Inventions in Chemistry Bernd Hansen and Fritjoff Hirsch and, Wiley-VCH, 1997

(4) 判決および論説, 注記略

(5) 特許庁 特許実用新案審査基準 第1部第1章2.2.2.4 (2), 第II部第2章1.5.2 (3)

【製法限定説】その製法で製造された物のみと考える説。

「製法Aで製造された物」の出願クレームに対して、「製法Bで製造された物」が公知であっても、新規性は否定されません。また、同クレームの特許権に対して、「製法Bで製造された物」は技術的範囲に含まれません。

### 3. 大合議判決について

本大合議事件は地裁判決（東京地判平成19年（ワ）第35324号：平22.3.31）の控訴事件であります。また、本件特許に対して被告による無効審判請求がなされ、その特許有効審決に対して審決取消訴訟（第一部）が大合議事件と同時に係属し、大合議判決と同日に判決が言い渡されました。なお、本審決取消訴訟では特許庁長官の意見も求められております。

#### (1) 本件特許（特許3737801号）

本件特許の請求項1の発明は以下の通りであります。

（下線部：製造方法特定部分）

「次の段階：

- a) プラバスタチンの濃縮有機溶液を形成し、
- b) そのアンモニウム塩としてプラバスタチンを沈殿し、
- c) 再結晶化によって当該アンモニウム塩を精製し、
- d) 当該アンモニウム塩をプラバスタチンナトリウムに置き換え、そして
- e) プラバスタチンナトリウム単離すること、

を含んで成る方法によって製造される、

プラバスタチンラクトンの混入量が0.5重量%未満であり、エピプラバの混入量が0.2重量%未満であるプラバスタチンナトリウム。」

#### (2) 被告製品

被告製品は、プラバスタチンラクトンの混入量が0.2重量%未満であり、エピプラバの混入量が0.1重量%未満のプラバスタチンナトリウムであり、特許発明に記載の製造方法と異なる製造方法で製造されたものです。本件発明1とは、製造方法特定部分のみ相違しますので、物同一説に基づけば技術的範囲に含まれ、製法限定説に基づけば技術的範囲に含まれないこととなります。

#### (3) 原判決の概要

原判決は、まず、PbPクレームの技術的範囲について『物の発明について、特許請求の範囲に当該物の製造方法が記載されているときは、物の構成を記載することが困難であるなどの特段の事情があるときを除き、製造方法を除外して技術的範囲を解釈することはできない』と判示し、この解釈方法を本件に当てはめて、本件は上記の特段の事情は認められないとして、「製法限定説」に基づいて非侵害であると判決しま

した。

#### (4) 大合議判決の概要

大合議判決は、まず、PbPクレームについて、分析を行い、その技術的範囲および要旨の認定方法について、以下の通り判示しました。（下線は筆者による）

＜特許権侵害訴訟における特許発明の技術的範囲の確定について＞

『……プロダクト・バイ・プロセス・クレームには、「物の特定を直接的にその構造又は特性によることが出願時において不可能又は困難であるとの事情が存在するため、製造方法によりこれを行っているとき」(「真正プロダクト・バイ・プロセス・クレーム」)と、「物の製造方法が付加して記載されている場合において、当該発明の対象となる物を、その構造又は特性により直接的に特定することが出願時において不可能又は困難であるとの事情が存在するとはいえないとき」(「不真正プロダクト・バイ・プロセス・クレーム」)の2種類があることになるから、これを区別して検討を加えることとする。そして、真正プロダクト・バイ・プロセス・クレームにおいては、当該発明の技術的範囲は、「特許請求の範囲に記載された製造方法に限定されることなく、同方法により製造される物と同一の物」と解釈されるのに対し、不真正プロダクト・バイ・プロセス・クレームにおいては、当該発明の技術的範囲は、「特許請求の範囲に記載された製造方法により製造される物」に限定されると解釈されることになる。また、特許権侵害訴訟における立証責任の分配という観点からいうと、物の発明に係る特許請求の範囲に、製造方法が記載されている場合、その記載は文言どおりに解釈するのが原則であるから、真正プロダクト・バイ・プロセス・クレームに該当すると主張する者において「物の特定を直接的にその構造又は特性によることが出願時において不可能又は困難である」ことについての立証を負担すべきであり、もしその立証を尽くすことができないときは、不真正プロダクト・バイ・プロセス・クレームであるものとして、発明の技術的範囲を特許請求の範囲の文言に記載されたとおりに解釈・確定するのが相当である』

＜発明の要旨の認定について＞

『……前記プロダクト・バイ・プロセス・クレームの場合の発明の要旨の認定については、前述した特許権侵害訴訟における特許発明の技術的範囲の認定方法の場合と同様の理由により、……』

と述べて、技術的範囲と同様に取扱うとされました。

続いて上記の判示事項を本件発明1に当てはめて、「物の特定を直接的にその構造又は特性によることが出願時において不可能又は困難であるとの事情」が存在しないために、不

真正PbPクレームと理解すべきであり、その技術的範囲および要旨は本件製法要件によって製造された物に限定される(製法限定説)と判断しました。その判断に基づいて、被告製品は本件発明1の技術的範囲には属さず、また製法限定説に基づき要旨について進歩性無しとする判断がなされました。

#### (5) 大合議判決の注目点

大合議判決は、以下の4つのポイントを判示していると思います。

- ① 真正PbPクレーム(特段の事情あり)は、「物同一説」に基づいて技術的範囲および要旨を解釈する。
- ② PbPクレームについて、技術的範囲および要旨の解釈方法が「一致」する。
- ③ 不真正PbPクレーム(特段の事情無し)は、「製法限定説」に基づいて技術的範囲および要旨を解釈する。
- ④ 特段の事情の立証責任は、特許権者にある。

### 4. 海外主要国の状況

#### (1) 米国の状況<sup>(6)</sup>

要旨については、古くから「物同一説」に基づいて審査され、判決もそれに従っております。技術的範囲については、古くから多くは「製法限定説」に基づいて判断されてきましたが、近年CAFCで相反する判決が出されて混乱していた中、2009年にAbbott v Sandoz (CAFC)で「製法限定説」に基づきことで統一されました。

#### (2) 欧州の状況<sup>(7)</sup>

要旨については、欧州特許庁は「物同一説」を採用し、2つの要件:①特許性(新規性等)を有すること、②当該物を組成、構造またはパラメーター等で特定することができなかったことを課しております。英国でも、House of Lordsでこの2要件に従うことが確認されております。技術的範囲については、ドイツで「物同一説」に基づき判決が出されております。

#### (3) 中国および韓国の状況<sup>(8)</sup>

要旨については、中国および韓国は共に「物同一説」を採用し、「特段の事情」があることが要件とされます。

### 5. 大合議判決のポイントについて

#### (1) 真正PbPクレームは「物同一説」に基づくこと

このポイントを筆者は妥当と考えます。PbPクレームを認めることにしたそもそもの趣旨に従っており、特段の事情がある物の発明の保護が図られるからです。物同一説に対する批判として、「同一性」の判断が明らかでは無く、また同一性立証のための物の構造・特性は出願後に解明されるため、出願時に知られていなかった事実を用いることには疑問があるとの意見があります<sup>(9)</sup>。しかし、同様のことは通常の新規性判断でなされており、大きな問題があるとは思われません。例えば、物の発明について、先行技術に製造方法しか記載がない場合、そこで得られていたはずの物の構造・特性を特定して同一かを判断することは広く一般になされております。

#### (2) 技術的範囲および要旨の解釈方法の一致

このポイントも筆者は妥当と考えます。現在の米国のように、新規性等においては同一の物に係るすべての先行文献が対象となるのに対して、特許権は製法限定の範囲しか得られないことは、極めてバランスに欠けていると思われるからです。

#### (3) 不真正PbPクレームは製法限定説に基づきこと

同じPbPクレームであるにも関わらず、物同一説に基づくものと製法限定説に基づくものの2通りが混在するダブルスタンダードの状態となります。PbPクレームを例外として認めた当初の趣旨に従って、それに反するPbPクレームを特許にせず、PbP特許クレームはすべて物同一説に従うとの選択もあつたように思っております。その場合、例えば、特段の事情があつたことをPbPクレームの要件に加える、製造方法の存在によって明確性無しとする、物同一説に基づいて新規性無しとするなどが可能とも考えます。例えば、欧州特許庁ではPbPクレームの要件として「特段の事情」を判断しております<sup>(7)</sup>。また、米国でも、Ex parte Painter (1891)に従ってMPEP § 706.03 (e)に「必要性要件」が特許要件と

(6) Chisum on Patents Vol.3, §8.05 [1]等; MPEPの2113, 2173.05 (p); 前掲 特許管理 Vol.44 (4), pp. 463-478 (2012)

(7) Case Law of the Boards of Appeal of the EPO 6th ed., II, B-6; Guideline for Examination in the EPO Part C, Chap. III, 4.12; 前掲 英国House of Lords 判決 Kirin-Amgen v. Hoechst Marion Roussel, [2004] UKHL 46 (2004.10.21); 前掲 特許管理 Vol.44(4), pp.463-478 (2012); 三枝英二, 知財管理 Vol.51(7), pp.1075-1088 (2001)

(8) 深見特許事務所編『クレームと明細書の作成』第VI章, 第VII章, 経済産業調査会刊(H21.4.6): [中国] 要旨については、「特段の事情」の場合のみPbPクレームが認められます。技術的範囲については、「製法限定説」に基づき判決(北京一中裁, 第274号(2006))があります。[韓国] 要旨については、「特段の事情」がある場合にPbPクレームが認められ、「特段の事情」が無いPbPクレームについては、製造方法を考慮せずに判断するとしております(大法院200473416)。技術的範囲に関しては、その製造方法で作られて特定された性質・特性を有する物に効力が及ぶとされ、「物同一説」に従って判断されております(特許法院2005#10947)。

(9) 北原潤一『知財研フォーラム』Vol.87, pp.57-66 (2011); 北原潤一『L&T』No.31, 2006/4, pp.156-161

して含まれておりました<sup>(6)</sup>。1974年にMPEPの該当箇所を削除する改訂が行われましたが、SmithKline Beecham v. Apotex (2006) で必要性要件を具備しないPbPクレーム特許について疑問視する意見が記述されております。

#### (4) 特段の事情の立証責任が特許権者にあること

この特段の事情をどのようにして立証するかが不明であります。今後の判決の蓄積が待たれます。また、発明の要旨認定についても本大合議判決の射程に含まれると考えます。審査、無効審判、104条の3の各段階で特段の事情をどのように把握するかも明らかではありません。審査基準の改訂等の特許庁の対応も必要になるかとも思われます。

## 6. 今後の対応について

以下に考えうる対応策について整理します。

### (1) PbPクレーム形式を避けること

不真正PbPクレームの場合には特に問題が生じることもありませんので、不真正PbPクレームを作成すれば良いと思われま。他方、真正PbPクレームの場合、侵害訴訟において立証責任、製造方法部分の解釈で争いが生じることが懸念されます。ついては、出願の際、直接的にその構造又は特性で特定する形式でクレームを作成して、そのクレーム形式で特許化を図ることが望ましいと考えます。

それにも関わらず、審査または審判で製造方法を加えざるを得なかった場合には、その審査または審判における経過が、訴訟において特段の事情を立証する証拠の1つになることが期待されます。

### (2) 製造方法クレームの準備

不真正PbPクレームの場合であって、製造方法に特徴がある場合、不真正PbPクレームに加えて製造方法クレームも併せて作成することが望ましいと考えます。権利範囲として、不真正PbPクレームと製造方法クレームは近似すると思われま。すが、104条の推定規定の適用等で差異がありますので、それらの優劣を考慮することが好ましいと思われま。す。

### (3) 特段の事情の立証

今後、「特段の事情」の立証手段について明らかになっていくと思われま。すが、現時点では、考えうるさまざまな手段を尽くしておくことが望ましいと考えま。す。例えば、出願明細書の中に特段の事情を記載しておくことも有効と思われま。す。また、審査段階で特段の事情があることを特許庁審査官に説明し、理解して頂いたことを審査経過に残すことも望ましいと思われま。す。あるいは、出願の時点で、専門家の宣誓書を準備しておくのもひとつの手段と思われま。す。

## DIGEST

### The Grand-Panel Decision issued by the Intellectual Property High Court relating to the product-by-process claims

The Intellectual Property High Court heard as its sixth Grand-Panel case, a pravastatin sodium case relating to product-by-process claims (PbP claims) (IP High Court Decision, Heisei 22 (Ne) No. 10043), and delivered the Decision on January 27, 2012. The present Decision includes several noteworthy points which differ from conventional decisions, and will greatly affect principles in filing an application and patent infringement issues in the future.

#### <Summary of the Grand-Panel Decision>

The Court categorized PbP claims into two types: authentic PbP claims (with special circumstances); and unauthentic PbP claims (without special circumstances), and held the technical scope, the gist of the invention, and the burden of proof (the English Abstract of the Decision is available on the web page of the Intellectual Property High Court). The present Grand-Panel Decision held four points below:

- (a) The technical scope and the gist of authentic PbP claims shall be interpreted based on a "universal-product theory";
- (b) With regard to PbP claims, how to interpret the technical scope and how to interpret the gist shall be the "same";
- (c) The technical scope and the gist of unauthentic PbP claims shall be interpreted based on a "manufacturing-process-limitation theory"; and
- (d) The patentee (s) shall bear the burden of proving special circumstances.

Points (a) and (b) seem to be reasonable, because it appears extremely unbalanced that, as in the current practice in the United States, a patent right only within the scope limited by a manufacturing process is obtained whereas all prior art documents relating to the same product are of interest in determining novelty and the like.

Point (c) indicates existence of a double standard; that is, existence of two types of PbP claims based on the "universal-product theory" and PbP claims based on the "manufacturing-process-limitation theory" in spite of the fact that they are the same PbP claims. In my opinion, there was also an option to rule that a claim which is not an authentic PbP claim shall not be granted a patent and all PbP patent claims shall follow the universal-product theory. A ground for not granting a patent may be, for example, "lack of clarity which is caused by presence of a manufacturing process," "lack of novelty," and "addition of requirements for special circumstances." (The European Patent Office requires "special circumstances". The United States Patent and Trademark Office also previously required "necessity" as defined in MPEP § 706.03 (e)). Although this section of MPEP was deleted in 1974, an opinion for the necessity requirements was expressed in SmithKline Beecham v. Apotex (2006).

Point (d) is arguable in that how to show special circumstances is unclear.

#### <Precautionary Measures>

As precautionary measures that can be taken in the event that the present Grand-Panel Decision is made final, it is suggested (1) to avoid PbP claim form, (2) to draft claim (s) directed to a manufacturing process, (3) to be ready to show special circumstances.

# 「商品の販売に関する情報の提供」に係る 商標の最高裁判決

Supreme Court's Decision on the Services "Providing Information Concerning Sales of Commodities"

向口浩二 Koji Mukoguchi

特許業務法人 深見特許事務所  
商標意匠法律サブリーダー・弁理士



指定役務「商品の販売に関する情報の提供」に係る役務商標の使用について、最高裁判決〔平成23(2011)年12月20日〕<sup>(1)</sup>までに至った背景を分析した上で、判決の意義について検討してみたいと思います。

## 1. 本事案の概要

### (1) 本事案の要旨

本事案は、Xが有する登録第4548297号商標「ARIKA」<sup>(2)</sup>(以下、「本件商標」と言います。)に対して、Yがその指定役務中、「第35類 広告、経営の診断および指導、市場調査、**商品の販売に関する情報の提供**、ホテルの事業の管理、広告用具の貸与」(太字および下線は筆者による。)について不使用取消審判(商標法第50条第1項)を請求したところ、特許庁がYの請求を認容する審決をしたので、Xが当該審決を不服としてその取消しを求めて争った事案です。

### (2) 本事案における争点

Xが取消しを免れるためには、不使用について正当な理由がある場合を除き、以下の事項を主張立証しなければなりません(商標法第50条第2項)。

- ① 審判の請求の登録前3年以内に、
- ② 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれか

により、

- ③ 審判請求に係る指定役務のいずれかについて、
- ④ 登録商標(社会通念上同一と認めらるものを含む。)の使用があったこと。

本事案においては、前記①、②および④について当事者間に争いはなく、もっぱら前記③、すなわち、本件商標が取消審判請求に係る指定役務、特に指定役務中の「商品の販売に関する情報の提供」について使用されていたか否かが争点となりました。なお、第35類の「商品の販売に関する情報の提供」なる役務は商標法施行規則別表(以下、「省令別表」と言います。)に例示されている役務です。

原審(知財高裁)が適法に確定した事実として最高裁が認定したXの行為は、以下のとおりです。

「Xは、自社のウェブサイトにおいて、自社が開発したゲームソフトを紹介するのに併せて、本件商標を表示して、平成16年10月12日、**自社が開発に携わり**Aが販売するゲームソフトにつき、その発売日、プレイヤー人数、価格等を表示し、また、平成17年1月23日、**自社が開発した**ゲームソフトに用いられた楽曲を収録したBの販売する音楽CDにつき、その内容、仕様、価格、発売日、購入方法等を表示していた」(太字及び下線は筆者による。)

なお、Xのウェブサイトの利用者は、Xのウェブサイトを

(1) 最高裁判所平成21年(行ヒ)第217号審決取消請求上告事件(平成23(2011)年12月20日判決) 最高裁判所第三小法廷

(2) 実際の商標の構成は、「ARIKA」の欧文字を図案化したものですが、商標の構成態様自体は本事案の争点ではないので、本章では便宜上「ARIKA」と表示しました。本件商標に関するその他の詳細は、以下の通りです。【出願日】平成13(2001)年1月22日 【登録日】平成14(2002)年3月1日 【指定役務】第35類「広告、トレーディングスタンプの発行、経営の診断及び指導、市場調査、商品の販売に関する情報の提供、ホテルの事業の管理、職業のあっせん、競売の運営、輸出入に関する事務の代理又は代行、新聞の予約購読の取次ぎ、書類の複製、速記、筆耕、電子計算機・タイプライター・テレックス又はこれらに準ずる事務用機器の操作、文書又は磁気テープのファイリング、建築物における来訪者の受付及び案内、広告用具の貸与、タイプライター・複写機及びワードプロセッサの貸与」第41類「技芸・スポーツ又は知識の教授、(以下省略)」

介して、AおよびBのウェブサイトを開覧し、AおよびBの商品を購入することができるようになっていました。

Xは、前記の行為が「商品の販売に関する情報の提供」に該当すると主張しました。これに対してYは、前記の行為は「他人のためではなくX自らの利益のために行う自社広告」であるから、そもそも商標法上の役務の提供には該当しないと主張しました。

ちなみに、商標法上の役務とは、「他人のためにする労務又は便益であって、独立して商取引の目的たりうべきもの」とされています<sup>(3)</sup>。

### (3) 各審級における判断

#### ①特許庁(審決)<sup>(4)</sup>

特許庁は、Xの行為は自社の開発した商品の広告にすぎないから、該行為によりXが本件商標を「商品の販売に関する情報の提供」およびその他の指定役務について使用しているとみることができないとして、Yの請求を認容する審決を下しました。すなわち、特許庁は、Xの行為は、そもそも商標法上の役務に当たらないと認定したものです。

#### ②知財高裁(原判決)<sup>(5)</sup>

知財高裁は、Xのウェブサイトに表示されたゲームソフトはA社が販売するものであり、音楽CDはB社が製作販売するものであるから、Xの行為は他人のために行う役務であり、「商品の販売に関する情報の提供」に該当するとして前記審決を取消しました。すなわち、知財高裁は、審決に反して、Xの行為は商標法上の役務に当たると認定したものです。しかしながら、「商品の販売に関する情報の提供」の意義の解釈自体に踏み込むことはありませんでした。

#### ③最高裁(本判決)

一方、最高裁は、特許庁も知財高裁も言及することがなかった、「商品の販売に関する情報の提供」の意義の解釈自体に踏み込み、Xの行為は「商品の販売に関する情報の提供」に当たらないとして、原判決を破棄自判しました。判旨は以下のとおりです。

最高裁は、まず、省令別表において定められた商品又は役務の意義は、(i)政令別表の区分に付された名称、(ii)省令別表において当該区分に属するものとされた商品又は役務

の内容や性質、(iii)国際分類<sup>(6)</sup>を構成する類別表注釈において示された商品又は役務についての説明、(iv)類似商品・役務審査基準における類似群の同一性を参酌して解釈するのが相当であるとの解釈指針を説示しました((i)乃至(iv)の番号は筆者による)。

前記指針を踏まえて、最高裁は、「商品の販売に関する情報の提供」(第35類)とは、「商業等に従事する企業に対して、その管理、運営等を援助するための情報を提供する役務」であると解釈し、「商品販売に係る統計分析に関する情報などを提供すること」等は当該役務に該当するが、「商品の最終需要者である消費者に対し商品を紹介すること」等は当該役務に当たらないと判示しました。その理由として最高裁が挙げたのは、政令別表の区分の名称が「広告、事業の管理又は運営及び事務処理」となっていること、国際分類(第7版)の類別表注釈が第35類に属する役務について「商業に従事する企業の運営若しくは管理に関する援助等を主たる目的とするもの」を含むとしていること、省令別表において「商品の販売に関する情報の提供」が「経営の診断及び指導」、「市場調査」等と同列に定められていること、類似商品・役務審査基準においても「経営の診断および指導」、「市場調査」等と同一の類似群に属するとされていること等です。

以上の解釈に基づいて、最高裁はXの行為を検討し、Xの行為は、「Xが開発したゲームソフトを紹介するのに併せて、他社の販売する本件各商品を消費者に対して紹介するもの」にすぎず、「商品の販売に関する情報の提供」には当たらないと認定しました。

## 2. 最高裁判決までに至った背景の分析

本事案の争点となった、省令別表の「商品の販売に関する情報の提供」(第35類)の意義をめぐっては従来から以下のような問題がありました。

まず、「商品の販売に関する情報の提供」という文言そのものが不明確であるために、役務の内容が漠然として不明確であるという問題がありました。ちなみに、当該文言が「商品」に関する情報の提供ではなく、「商品の販売」に関す

(3) 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室編著「サービスマーク登録制度 逐条解説 改正商標法」(初版第25頁)は、「商標法上の『役務』とは、次のように解される。すなわち、役務とは、他人のためにする労務又は便益であって、独立して商取引の目的たりうべきものをいう」としています。

(4) 取消2007-3003003号審決(審判請求日：平成19(2007)年3月15日 確定日：平成23(2011)年12月20日)

(5) 知的財産高等裁判所平成20年(行ケ)第10414号審決取消訴訟請求事件(平成21(2009)年3月24日判決) 知的財産高等裁判所第2部

(6) 「千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーブで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定」1条に規定する国際分類。本章では単に「国際分類」としています。

る情報の提供であることに留意する必要があります。すなわち、『商品の販売』に関する情報の提供(審査基準上の類似群コード35B01)を「他人の『商品』に関する情報を提供する役務」と解釈してしまうと、その役務の範囲は、省令別表が別概念の役務として掲げている「広告」(審査基準上の類似群コード35A01)と重複してしまうという問題がありました。

また、本件商標登録の出願時においては、国際分類(第7版)の類別注釈等の解釈に基づき、第35類に属すべき役務は「事業者間取引」(いわゆるB to B)を対象とする役務であると解釈されていたところ、「事業者と一般消費者との取引」(いわゆるB to C)を対象とする役務のように見える指定役務が第35類において数多く登録されてきたという問題がありました。これは、平成18(2006)年の商標法改正〔平成19(2007)年4月1日施行〕前は、いわゆる小売役務<sup>(7)</sup>が商標法上の役務として認められていなかったため、小売業者が小売に付随又は関連しそうに見える「商品の販売に関する情報の提供」を便宜的に指定役務として採択し、登録してきたためです。小売に付随又は関連しそうに見えるその他の採択例として、「インターネットウェブサイトにおけるショッピングモール形式で提供する商品の販売に関する情報の提供」、「レコード及び録音済コンパクトディスク並びに録音又は録画済み磁気ディスク等の商品の販売に関する情報の提供」等が存在しています。これらの役務は、小売に付随又は関連するようには見えませんが、「商品の販売に関する情報の提供」という省令別表に定める役務の文言を用いて概念括りがなされているため、結局のところどのような役務の内容を示すのか、その本質が極めて不明確であると言えます。

平成18(2006)年の商標法改正(いわゆる小売等役務登録制度の導入)により、小売業者が「商品の販売に関する情報の提供」を便宜的に採択する必要はなくなり、上記の問題は解決したかのように見えました。しかしながら、法改正後に

おいても、小売に関連しそうに見えるものとして、「商品の販売に関する情報の提供」を念のために指定するという例が依然として少なからず見受けられました。また、いわゆるB to Bを対象とする役務が属するとされてきた第35類において、小売役務という、いわゆるB to Cを対象とする役務の指定が認められることになったため、却って、「商品の販売に関する情報の提供」(第35類)の意義が不明確になったという面もありました。

このように、「商品の販売に関する情報の提供」の文言そのものが不明確であったため、また当該役務の便宜的採択を通じてその意義がより一層不明確になるという混乱状態が平成18(2006)年の商標法改正前のみならず、改正後も依然として生じていたため、XもYも審理の過程において当該役務の意義の明確化を敢えて避けたように見受けられます。当事者の双方がもっぱら、Xの行為が「自己のためのものであるか」又は「他人のためのものであるか」を争点とし、「商品の販売に関する情報の提供」の具体的な意義自体について争わなかったため、特許庁及び知財高裁も敢えて当該役務の意義自体に言及することはありませんでした。

確かに、Xの行為が「自己のためのもの」であれば、Xの行為はそもそも商標法上の「役務」に当たらず、指定役務についての本件商標の使用はなかったことになり、当該役務の具体的な意義を争う必要はなくなります。そうは言っても、本事案では、「商品の販売に関する情報の提供」に関するXの行為が争点となっていたのですから、当該役務における「他人」とは、「事業者」なのか「一般消費者」なのかを含めて「商品の販売に関する情報の提供」の意義自体が下級審において問われてもよかったのではないかと考えられます<sup>(8)</sup>。

最高裁が今回の判決において、省令別表の商品又は役務の意義の解釈指針を改めて説示し、しかも原審に差戻しをせずに自判<sup>(9)</sup>するに至った背景には、以上のような状況が影響しているように考えられます。

(7) 法律上の文言は「小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(平成18(2006)年の商標法改正後の商標法第2条第2項)ですが、本章では便宜的に「小売役務」としています。法改正後においても、法律上認められている役務は「小売」又は「卸売」そのものではなく、小売及び卸売の業務において行われる「顧客に対する便益の提供」であることに留意する必要があります。この点について、商標審査基準第6条は、「(1)小売等役務とは、小売又は卸売の業務において行われる総合的なサービス活動(商品の品揃え、陳列、接客サービス等といった最終的に商品の販売により収益をあげるもの)をいうものとする。(2)小売等役務には、小売業の消費者に対する販売行為、卸売業の小売商人に対する商品の販売行為は含まれないものとする。」としています。

(8) 峰唯夫「商品の販売に関する情報の提供とは」知財管理Vol.59 No.11 2009は、『商品の販売に関する情報の提供』とは、『商品売上げ又は売上ランキング情報の提供』『商品の販売実績情報の提供』『商品の販売統計分析結果情報の提供』のように、商品を取り扱う企業を顧客とし、企業の経営に資する情報を提供する役務を意味するものであって、一般需要者を対象として商品を販売するための役務は含まれないと解すべき」として、知財高裁判決に疑問を呈しています。

(9) 村林隆一「商標法施行規則別表第35類3の「商品の販売に関する情報の提供」と法令違反」『知財びりずむ』2012年4月(Vol.10 No.115)は、「本件は指定役務の解釈に誤りがあるが、その正しい解釈に基づいて「使用の事実」があったのか破棄差戻しの上、原審において審理をせしめるのが至って妥当であり、最高裁において法令の解釈が異なるという全く事実認定の機会を与えず、当事者に主張、立証の機会を与えないことは、当事者主義を採用する民事訴訟には全く符号しないものである。」として、最高裁が自判をしたことについて疑問を呈しています。



### 3. 最高裁判決の意義

前述のとおり、平成18(2006)年の商標法改正による小売等役務登録制度の導入に前後して、省令別表の「商品の販売に関する情報の提供」(第35類)の意義の解釈について、商標制度のユーザーにおいて混乱があったところ、今回の最高裁判決により、これまでの混乱に終止符が打たれることになりました。すなわち、省令別表の「商品の販売に関する情報の提供」(第35類)が意味するものは、「事業者間取引」(B to B)に係る役務であり、「事業者と一般消費者との取引」(B to C)に係る役務ではないことが明確になりました。

「商品の販売に関する情報の提供」は省令別表に例示されている、第35類の個別の役務にすぎませんが、最高裁がここまで切り込まなければ、その意義は不明確なままに終わっていた可能性があります。その意味で、今回の最高裁判決は意義を有するものと思われま

す。なお、省令別表の商品又は役務の意義を解釈するための指針が最高裁レベルで説示されたことの意義も少なくないと思われま

す。解釈指針の内容自体は、多くの商標実務家が従来から念頭に置いてきたものですが、最高裁が改めて明示したことにより、今後、省令別表の商品(役務)の意義について疑義が生じた場合に、最高裁の解釈指針が援用される場面が多くなると予想されます。この点においても、今回の最高裁判決は意義を有するものと思われま

#### 参考資料

Reference materials



省令別表の「商品の販売に関する情報の提供」に関する指定役務の例〔平成18(2006)年商標法改正前の出願〕

- ・「カタログによる商品の販売に関する情報の提供」
- ・「インターネットを用いた商品カタログによる商品の販売に関する情報の提供」
- ・「ホームページにおける商品の販売に関する情報の提供」
- ・「電話及びダイレクトメールを介しての商品の販売に関する情報の提供」
- ・「コンパクトディスク・磁気テープ・楽譜を含む音楽関連商品の販売に関する情報の提供」
- ・「ゴルフ関連商品の販売に関する情報の提供」
- ・「各種教育関連商品の販売に関する情報の提供」

(特許庁電子図書館「商品・役務名リスト」より抽出)

## DIGEST

### Supreme Court's Decision on the Services "Providing Information Concerning Sales of Commodities"

When registering a trademark, the goods or services for the trademark must be described. To assist in this, a classification of acceptable descriptions is provided as an appendix to the Implementing Regulations under the Japan Trademark Law (hereinafter referred to as the "Appendix"). In the Appendix, the description of services "providing information concerning sales of commodities" is provided under Class 35. This description of services was not specific as to whether the said services were directed to "business enterprises" or "consumers". Under the Nice Classification (Seventh Edition) Class 35 services were considered limited to business enterprises. However, many retailers in Japan had designated the services "providing information concerning sales of commodities" in Class 35 in relation to "retail services", because the designation of "retail services" had not been acceptable before the Amendment of the Japan Trademark Law in 2006.

In a non-use cancellation action filed with the Japan Patent Office against the owner of Trademark Reg. No. 4548297, use or non-use of the registered trademark for the above-mentioned services "providing information concerning sales of commodities" (Class 35) was disputed. In this case, the owner contended that it had been using the registered trademark on the designated services "providing information concerning sales of commodities" (Class 35), by filing evidence that it had uploaded information about the release date, price, etc. about the game software, etc. on its own website under the registered trademark. The game software was the one developed by the owner, which was then produced and sold by a third party.

In the JPO and the Intellectual Property High Court, the question about the nature and scope of "providing information concerning sales of commodities" was not considered because the dispute was focused on whether the owner's above actions claimed as "use" were rendered for others or just for the owner himself.

In the final appeal to the Supreme Court of Japan, the Court cut to the core of issue and clarified the nature and scope of the services "providing information concerning sales of commodities". Bearing in mind the explanatory remarks for Class 35 services under the Nice Classification (Seventh Edition) etc., the Supreme Court interpreted that said services exemplified in Class 35 of the Appendix refer to the services "directed to business enterprises engaged in commerce, etc. with provision of information available to management, operation, etc." but not to the services "directed to consumers for the introduction of commodities" and concluded that the owner's above conduct does not correspond to the services "providing information concerning sales of commodities".

The Supreme Court's decision has significance in having put an end to the controversy as to the nature and scope of the services "providing information concerning sales of commodities" exemplified in Class 35 of the Appendix and will serve as guidance to the correct application of this specification of services.

## 春、トビウオに寄せて

齋藤 恵 Megumi Saito

商標意匠法律・弁理士

**先**日、旅先の九州で「あごだし」パックなるものを買いました。以前、友人より五島列島みやげで頂いたうどんに付いていたダシ粉末がたいそう美味しく、ついハマってしまったものです。

「あご」とは、西日本～九州地方の方言でトビウオのこと。地元では、トビウオを天日で乾燥処理してあご干しを作り、これをお節状にしたものや、炭火で焼いた焼きあごが、味噌汁や料理のダシをとるのに重用されているようです。私が購入したのは、あご干しを粗めに破碎して1匙分ずつ不織布のパックに詰め、お手軽タイプの商品です。

大きめの鍋で、弱火でコトコト30分も煮ると、部屋いっぱい芳しい香りがたちこめ、黄金に輝き透き通ったダシがとれます。透明度100%のダシの美しさには、思わず感嘆のため息がもれます。

これでおでんやお吸い物を作ると、ふくよかな香りに誘われて、お箸が止まらなくなります。我が家だけにとどめておくにはあまりにもったいなく、知人を招いて「あごだしパーティ」まで催してしまいました。

トビウオのトレードマークといえば大きな胸びれ。これを使って、なんと200mも滑空できるそうです。水と空の2つの世界を知る、魚の中でも異色の存在といえますが、少しでも体を軽くするために腸が短く、食べたものを速やかに消化できる体の仕組みを持ちます。魚というのは、前から見ると一般に扁平な体型ですが、トビウオの場合、大きな胸びれを支える胸筋が発達するためか、水泳選手のような見事な逆三角形。そして、筋トレの成果なのか、脂肪分はなんと1%。この脂肪分の少なさこそが、ダシ素材としてまさに適した特性なのだそうです。

ややストイックなまでに筋肉系・肉体派の魚、トビウオ。旬は春から夏にかけてです。お店で見つけたら、トビウオの雄大な滑空シーンを思い浮かべつつ、食してみたいかがでしょう。

## 京都・住めば都

富永賢二 Kenji Tominaga

第1 電気情報・弁理士

**10**年少し前に、京都に我が家を構えました。場所は、京都の繁華街に近いオフィスビルや飲食店が立ち並ぶ商業地域で、当初はあまり生活感が感じられないところだと思っていましたが、住み慣れるとともに、いろいろと興味深いところが発見できます。

この界隈は、祇園祭の際に山鉦が立ち並び、宵山の際には夜店が出て多くの人でにぎわいます。祭りが近付くと、コンチキコンチキと祇園囃子の練習の音色が聞こえてきますし、日ごとに進んでいく鉦の組立てを間近に見ることもできます。

近年では、この付近の住人が減っていることもあって、伝統継承の点から、我々のような新参者にも、地元の伝統行事への参加や近所の染物工房の見学などが許され、京の伝統文化に触れる機会も結構多くあります。

また、近隣には、大政奉還が行われた二条城、歴代の天皇が住まれた京都御所、新撰組の頓所となった壬生寺などの歴史的に有名な数多くの建造物がありますが、近所を散歩すると、他にもさまざまな歴史的遺構をいくつか見つけることができます。

坂本龍馬と中岡慎太郎が襲撃された宿場跡や、各藩の藩邸跡、龍馬の妻お龍の実家跡など、今はオフィスビルなどに様変わりして当時の面影は全くありませんが、歴史の授業や大河ドラマで聞いたことのある場所が近くにあるのもまた趣があります。我が家のマンションも、信長が光秀に討たれた本能寺の境内にあるようで、数年前に近所のビル新築時に、その本能寺の瓦が発掘されて話題になりました。

アスファルトで舗装された日常の道路も、かつては名だたる戦国武将や幕末の志士、平安貴族たちが行き交った道であったと思うと、歴史嫌いの私でも歴史を身近に感じて、今さらながら小学生の娘といっしょに歴史を勉強しているところです。

近代的な京都の街でも、住んでみると、これまで知らなかった伝統や文化を感じることができます。文字通り住めば都という感じでしょうか。

## 楽則能久 (楽しまば則ち能く久し)

山道 博 Hiroshi Yamamichi

総務/事務長

**46** 曲、私が所属している市民オーケストラで、この8年間、16回の定期演奏会で演奏した曲の数です。ベートーヴェンの第九やマーラーの交響曲第9番(演奏時間90分)などの大曲も演奏しました。

中学で憧れの吹奏楽部に、そして大学で念願のオーケストラに入り初心者でチェロを始めたのですが、卒業してからは、28年間ほとんど楽器に触れることもなく過ごしてきました。それが偶然から、今のアマチュアオーケストラに入ることになりました。

練習は毎週日曜日の午前中で、休みは年末年始と年2回の定期演奏会の翌週のみ。演奏会前には合宿もあります。学生時代と違い、練習は土曜日に個人練習をして日曜の合奏練習に臨むという限られた時間ですが、70人弱のメンバーの約6~7割が毎回の練習に参加する出席率の高いオケで、演奏会本番もさることながら、毎週の練習こそが楽しく大切な時間です。オケでは事務局長も務め運営にも携わっています。

年2回の演奏会を目標に半年を掛けて練習を積み重ねて行くわけですが、1曲の演奏時間が40~50分となるような交響曲なら楽譜のページ数も20ページを超えることもあり、いつも悪戦苦闘の連続です。それだけに、演奏会本番では、舞台に出る直前の緊張と興奮、演奏中周りから聞こえる生の音楽、その中に自分が居ることを実感し、1人でCDの音を聴いている時とは全く違った感動を覚えます。楽譜が最後の1ページになると、やれやれあと一息、という気持ちの反面、まだまだ終って欲しくない、という気持ちが交錯します。演奏会後の乾杯のビールの味は格別で最高です。全員がこの瞬間を味わう為に半年間にわたり心をひとつにして練習をしているのです。

子どもの頃から音楽を通して得たものは、音楽に限らず全てにおいて、常に自分と向き合い向上を目指すこと、それをやり通すこと、また楽しみながらそれが出来ること、結局は長続きする秘訣だと考えられるようになったこと、それに50年来の一生付き合える友達です。

## Effective and Pleasant Business Letters

辰巳由香 Yuka Tatsumi

総務事務

**H**ow will a person feel when he/she receives this message? Is this message clear enough to give the information he/she needs? These are some of the things I think about when I write letters and e-mails, because I believe that they are not merely for contacting someone but also for expressing my consideration to the receiver. When it comes to business letters, I become more careful in that each letter is the face of the firm.

Being an administrative assistant, one of my missions is to write bilingual general letters on behalf of our firm's attorneys. This is accomplished by my understanding the intentions and feelings which they wish to convey, and putting them into words, with politeness, to form "effective and pleasant" business letters.

According to Brown and Levinson's "politeness" theory (1987)<sup>1</sup>, a "face" is something close to a "desired manner" that people have during communication. Further, the theory introduces a "positive face" which represents people's wish to be highly appraised by others and to possess group consciousness, i.e. membership, and a "negative face" which represents people's wish to secure their own territory, i.e., a freedom of action. Finally, Brown and Levinson say that politeness can be expressed by use of words to satisfy and save these opposite "faces".

Practically, the above politeness concept is always in my mind when I write business letters. After being carefully edited, a sole "effective and pleasant" letter is created, each one with our hope to build a stronger and pleasant relationship with our clients and associates.

Speaking of building a stronger and pleasant relationship through letters, I have come across many examples through my career. In particular, I was greatly moved when our firm received over 200 heartwarming messages from clients and associates worldwide on the occasion of the Great Tohoku Earthquake in 2011, expressing their condolences and sympathies. Even though our world is becoming smaller and smaller by being able to connect to others instantly and anonymously, "effective and pleasant" letters will be invaluable to share our consideration and concerns for one another, and to truly connect heart to heart.

<sup>1</sup> Brown, P. and S. Levinson (1987) *Politeness*, Cambridge: Cambridge University Press



## 間違い多い特許英語 Common Errors in Patent English



**Gerald Thomas B.A. LL.B.-**

*Director of Foreign Affairs at Fukami Patent Office  
Barrister & Solicitor (1993 - British Columbia, Canada)*

### Common Errors in Patent Office Business Writing

Business letter writing is a skill that is developed by learning the theory of professional style and having frequent practice. In this issue I will talk about the closing of a professional business letter. It is important to use the correct style of closing, with the correct punctuation, to provide the reader with the proper professional impression.

#### A) The Closing - common errors in grammar and punctuation

The basic rule for the grammar and punctuation of the closing is:  
The closing always begins with a capital letter on the first word only, and ends with a comma.

Incorrect	Correct
yours truly, Sincerely Yours	Yours truly, Sincerely yours,

#### B) Closing expressions - formality and styles

The closing must be chosen considering the occasion of the letter, the relationship with the reader and whether the writer has met the reader previously. Here are some of the most common closings in English business letters:

- (i) Yours truly, Very truly yours, Sincerely yours, Yours sincerely,
- (ii) Best regards, Regards, Faithfully yours, Yours faithfully, Respectfully yours,

Among these, the closings in (i) are most common and appropriate for daily business letters.

A major problem I see is that some people use a closing expression that is too familiar. Generally you should not use more casual closings like "Best regards" or "Kind regards," with someone you are writing to for the first time. For the first time, a standard closing such as "Sincerely yours," or "Yours truly," is the proper choice. Once a relationship has been established however, such a closing as "Best regards," is common and appropriate.

Sometimes a writer will try to appear friendly by using a closing that is exclusively used for very close friends or long-term business associates. "Cheers," for example, is definitely only for casual friends, and has a nuance of drinking together, which is too casual unless a long business relationship has developed. The expressions "Warmest regards," or "Affectionately yours," are more appropriate for a relationship between very close friends or even lovers. When used with business associates they can create misunderstanding and should therefore be avoided.

#### Professional Background



Gerald Thomas has worked in both Canadian and Japanese law offices, and has had a relationship with Fukami Patent Office for over twelve years. In 2010 he assumed the position of Director of Foreign Affairs. In this position he supervises and ensures the quality of English communications between Fukami Patent Office and its many foreign clients and associates.

Gerald has worked with both national and various local government organizations. In 2003-2004 Gerald was commissioned to work with the Japan Patent Office to provide complete translations of the Japan Patent Act and the Japan Trademark Act.



◎会長

**深見久郎** Hisao Fukami

弁理士試験合格(1960) / 大阪府立大学工学部電気工学科卒業(1956) / シャープ(株)特許部→深見特許事務所(1969-)

◎副会長

**石井 正** Tadashi Ishii

弁理士資格取得(2011) / 中央大学理工学部電気工学科卒業(1968) / 特許庁審判部長、特許技監→(株)日本国際知的財産保護協会理事長→大阪工業大学知的財産学部長・教授→深見特許事務所(2011-)

◎所長

**森田俊雄** Toshio Morita

弁理士試験合格(1979) / 大阪大学基礎工学部物性物理工学科卒業(1969) / (株)日立製作所→深見特許事務所(1972-)

第1 電気情報

1st Electrical / Information Group

◎副所長・第1 電気情報 リーダー  
(\*第2 電気情報、国際特許 リーダー兼務)

**堀井 豊** Yutaka Horii

弁理士試験合格(1988) / 大阪大学基礎工学部生物工学科卒業(1978) / 持田製薬(株)→深見特許事務所(1983-)、大阪大学大学院高等司法研究科客員教授

◎第1 電気情報 サブリーダー

**増田義行** Yoshiyuki Masuda

弁理士試験合格(1999) / 神戸大学大学院修士課程修了(1990) / 新日本製鐵(株)→深見特許事務所(1998-)

◎第1 電気情報 サブリーダー

**大西範行** Noriyuki Ohnishi

弁理士試験合格(2002) / 東京大学工学部金属材料科学科卒業(1986) / 松下電子工業(株)→積水樹脂(株)→三菱電機(株)→深見特許事務所(1997-)

◎第1 電気情報

**藤原正典** Masanori Fujiwara

弁理士試験合格(2000) / 大阪府立大学工学部電気工学科卒業(1980) / ミノルタ(株)→特許事務所→深見特許事務所(1993-)

◎第1 電気情報

**十河誠治** Seiji Sogo

弁理士試験合格(2004) / 京都大学大学院修士課程修了(1994) / 松下電器産業(株)→深見特許事務所(2003-)

◎第1 電気情報

**鞍掛 浩** Hiroshi Kurakake

弁理士試験合格(2005) / 京都大学大学院修士課程修了(1994) / 川崎製鉄(株) (現 JFE スチール(株))→深見特許事務所(2001-)

◎第1 電気情報

**今井慶人** Yoshihito Imai

弁理士試験合格(2005) / 早稲田大学理工学部機械工学科卒業(2000) / マツダ(株)知的財産部→深見特許事務所(2003-)

◎第1 電気情報

**松本雄二** Yuji Matsumoto

弁理士試験合格(2005) / 大阪府立大学工学部航空工学科卒業(1995) / トヨタ車体(株)→深見特許事務所(2005-)

◎第1 電気情報

**井上真司** Shinji Inoue

弁理士試験合格(2005) / 京都大学大学院修士課程修了(1989) / (株)東芝→特許事務所→深見特許事務所(2007-)

◎第1 電気情報

**富永賢二** Kenji Tominaga

弁理士試験合格(2006) / 京都大学大学院修士課程修了(1993) / 川崎製鉄(株) (現 JFE スチール(株))→深見特許事務所(2008-)

◎第1 電気情報

**安田吉秀** Yoshihide Yasuda

弁理士試験合格(2009) / 大阪大学大学院修士課程修了(2000) / マツダ(株)→深見特許事務所(2002-)

◎第1 電気情報

**岩井將晃** Masaaki Iwai

弁理士試験合格(2001) / 岡山大学大学院修士課程修了(1995) / ホシデン(株)→ホシデン・フィリップス・ディスプレイ(株)→フィリップス・モバイル・ディスプレイシステムズ神戸(株)→特許事務所→深見特許事務所(2011-)

◎第1 電気情報(東京事務所)

**浜田満広** Mitsuhiro Hamada

弁理士試験合格(2005) / 千葉大学工学部電気工学科卒業(1979) / 日本電気(株)→NEC エレクトロニクス(株)→ルネサスエレクトロニクス(株)→深見特許事務所(2011-)

◎第1 電気情報

**山口佳子** Keiko Yamaguchi

弁理士試験合格(2010) / 大阪大学基礎工学部物性物理工学科卒業(1992) / 日本電気(株)→深見特許事務所(2002-)

◎第1 電気情報

**西川信行** Nobuyuki Nishikawa

弁理士試験合格(2000) / 大阪大学大学院修士課程修了(1990) / 三菱電機(株)→(株)関西新技術研究所→特許事務所→深見特許事務所(2002-)

◎第1 電気情報

**紫藤則和** Norikazu Shitoh

弁理士試験合格(2010) / 大阪大学大学院修士課程修了(2001) / 深見特許事務所(2001-)

第2 電気情報

2nd Electrical / Information Group

◎第2 電気情報 サブリーダー

**塚本 豊** Yutaka Tsukamoto

弁理士試験合格(1987) / 神奈川大学工学部建築科卒業(1979) / 特許事務所→深見特許事務所(1987-)

◎第2 電気情報 サブリーダー

**三輪雅彦** Masahiko Miwa

弁理士試験合格(2007) / 京都大学大学院修士課程修了(1992)、英カーディフ大学経営大学院修了(1997) / NTN(株)→デロイト・トーマツ・コンサルティング(株)→深見特許事務所(2001-)

◎第2 電気情報 サブリーダー

**中田幸治** Koji Nakata

弁理士試験合格(2003) / 京都大学大学院修士課程修了(1998) / 住友金属工業(株)→深見特許事務所(2004-)

◎第2 電気情報

**中田雅彦** Masahiko Nakata

弁理士試験合格(1999) / 関西大学工学部電子工学科卒業(1989) / 共同VAN(株)→深見特許事務所(1994-)

◎第2 電気情報

**新道斗喜** Toki Shindo

弁理士試験合格(2002) / 大阪府立大学工学部情報工学科卒業(1998) / 深見特許事務所(2000-)

◎第2 電気情報

**白井宏紀** Hiroki Shirai

弁理士試験合格(2005) / 関西大学工学部機械工学科卒業(1997) / (株)関西テック→深見特許事務所(2001-)

◎ 第2 電気情報

**梅崎真紀子** Makiko Umezaki

弁理士試験合格(2009) / 奈良女子大学大学院修士課程修了(1995) / 深見特許事務所(1995-)

◎ 第2 電気情報

**丹羽愛深** Manami Niwa

弁理士試験合格(2009) / 京都大学工学部資源工学科卒業(1996) / ㈱クボタ→深見特許事務所(2000-)

◎ 第2 電気情報

**大代和昭** Kazuaki Daidai

弁理士試験合格(2008) / 同志社大学工学部知識工学科卒業(1999) / ㈱オフィス・トゥー・ワン→特許事務所→深見特許事務所(2012-)

◎ 第2 電気情報

**杉本さち子** Sachiko Sugimoto

弁理士試験合格(2011) / 宇都宮大学工学部情報工学科卒業(1985) / 三菱電機コントロールソフトウェア(株)→深見特許事務所(1988-)

◎ 第2 電気情報

**勝本一誠** Kazunari Katsumoto

弁理士試験合格(2011) / 京都大学大学院修士課程修了(2005) / シヤープ(株)→深見特許事務所(2011-)

**第1 機械意匠**

1st Mechanical / Design Group

◎ 第1 機械意匠 リーダー

**佐々木真人** Masato Sasaki

弁理士試験合格(1985) / 神戸大学工学部生産機械工学科卒業(1990) / 住友特殊金属(株)→深見特許事務所(1991-)、大阪大学法学部客員教授(2010-)

◎ 第1 機械意匠 サブリーダー

**山田裕文** Hirofumi Yamada

弁理士試験合格(2002) / 東京大学大学院修士課程修了(1992) / ㈱神戸製鋼所→深見特許事務所(1997-)

◎ 第1 機械意匠

**吉田昌司** Shoji Yoshida

弁理士試験合格(1985) / 大阪府立大学工学部機械工学科卒業(1967) / 新日本工機(株)→特許事務所→深見特許事務所(2005-)

◎ 第1 機械意匠

**加藤浩二** Kohji Katoh

弁理士試験合格(2006) / 神戸大学工学部環境計画学科卒業(1991) / 近畿日本鉄道(株)→深見特許事務所(1997-)

◎ 第1 機械意匠

**北野修平** Shuhei Kitano

弁理士試験合格(2004) / 大阪府立大学大学院博士前期課程修了(1996) / 山陽特殊製鋼(株)→深見特許事務所(2004-)

◎ 第1 機械意匠

**土谷和之** Kazuyuki Tsuchiya

弁理士試験合格(2005) / 東北大学工学部材料物性学科卒業(1991) / 深見特許事務所(1991-)

◎ 第1 機械意匠

**喜多弘行** Hiroyuki Kita

弁理士試験合格(2006) / 東北大学大学院修士課程修了(1993) / 松下電器産業(株)→深見特許事務所(2006-)

◎ 第1 機械意匠

**綿本 肇** Hajime Watamoto

弁理士試験合格(2004) / 立命館大学法学部法学科卒業(1997) / シヤープ(株)知財の財産権本部→深見特許事務所(2008-)

◎ 第1 機械意匠

**小田晃寛** Akihiro Oda

弁理士試験合格(2010) / 大阪市立大学大学院修士課程修了(2000) / TDK(株)→深見特許事務所(2011-)

**第2 機械意匠**

2nd Mechanical / Design Group

◎ 第2 機械意匠 リーダー

**荒川伸夫** Nobuo Arakawa

弁理士試験合格(1997) / 同志社大学大学院修士課程修了(1993) / ナショナル住宅産業(株)知財の財産部→松下電工(株)知財の財産部→深見特許事務所(2002-)、大阪工業大学知財の財産学部の財産学教授(2011-)

◎ 第2 機械意匠 サブリーダー

**中西 輝** Akira Nakanishi

弁理士試験合格(2009) / 同志社大学工学部機械工学科卒業(1986) / フジテック(株)→深見特許事務所(1990-)、大阪工業大学大学院知財の財産研究科非常勤講師(2012-)

◎ 第2 機械意匠

**野田久登** Hisato Noda

弁理士試験合格(1989) / 東京大学工学部機械工学科卒業(1976) / 松下電器産業(株)→深見特許事務所(1989-)

◎ 第2 機械意匠

**和田吉樹** Yoshiki Wada

弁理士試験合格(1999) / 東京大学大学院修士課程修了(1993) / ㈱神戸製鋼所→深見特許事務所(1998-)

◎ 第2 機械意匠

**岡 始** Hajime Oka

弁理士試験合格(2000) / 大阪大学基礎工学部化学工学科卒業(1995)、近畿大学法学部法律学科卒業(2009) / 深見特許事務所(1995-)

◎ 第2 機械意匠

**小西 潤** Jun Konishi

弁理士試験合格(2001) / 名古屋工業大学工学部機械工学科卒業(1995) / ㈱森精機製作所→深見特許事務所(2001-)

◎ 第2 機械意匠

**加治隆文** Takafumi Kaji

弁理士試験合格(2002) / 神戸大学工学部機械工学科卒業(2003) / 特許事務所→深見特許事務所(2004-)

◎ 第2 機械意匠

**高橋智洋** Tomohiro Takahashi

弁理士試験合格(2004) / 京都大学大学院修士課程修了(2000) / 日立造船(株)→深見特許事務所(2002-)

◎ 第2 機械意匠

**村野 淳** Jun Murano

弁理士試験合格(2007) / 京都大学大学院工ネルギー科学研究科修士課程修了(1998) / 三菱重工(株)→深見特許事務所(2006-)

◎ 第2 機械意匠

**前田篤志** Atsushi Maeda

弁理士試験合格(2007) / 大阪府立大学大学院博士前期課程修了(1999) / ㈱橋本チエイン→深見特許事務所(2008-)

◎ 第2 機械意匠

**松田将治** Masaharu Matsuda

弁理士試験合格(2008) / 金沢大学大学院修士課程修了(2004) / フジテック(株)→IDEC(株)法務グループ知財の財産担当→深見特許事務所(2009-)

◎第2 機械意匠

**青木満宏** Mitsuhiro Aoki

弁理士試験合格(2010)／大阪大学大学院修士課程修了(2006)／シャープ(株)→深見特許事務所(2012-)

化学バイオ

Chemical / Biotechnology Group

◎化学バイオ リーダー

**仲村義平** Gihei Nakamura

弁理士試験合格(1977)／大阪市立大学工学部応用化学科卒業(1969)／住友ゴム工業(株)知的財産部→深見特許事務所(1999-)

◎化学バイオ サブリーダー

**星川隆一** Ryuichi Hoshikawa

弁理士試験合格(2002)／大阪市立大学工学部応用化学科卒業(1987)／横浜松井色染化学工業所技術部特許課→深見特許事務所(2002-)

◎化学バイオ サブリーダー

**中村敏夫** Toshio Nakamura

弁理士試験合格(1995)／東京大学大学院修士課程修了(1982)／住友製薬(株)・[英国 J.A.Kemp 特許事務所]→田辺三菱製薬(株)→深見特許事務所(2010-)

◎化学バイオ

**森 健** Takeshi Mori

弁理士試験合格(2000)／大阪大学大学院博士課程修了(1975)／川崎重工(株)→カナダ・マントバ(大学工学部)→大阪大学工学部→(株)炭木研究所→深見特許事務所(1983-)

◎化学バイオ

**小寺 覚** Satoru Kotera

弁理士試験合格(2001)／大阪大学大学院修士課程修了(1984)／東洋ゴム工業(株)→深見特許事務所(2002-)

◎化学バイオ

**赤木信行** Nobuyuki Akagi

弁理士試験合格(2003)／神戸大学工学部応用化学科卒業(1997)／大王製紙(株)→深見特許事務所(2001-)

◎化学バイオ

**中村考志** Takashi Nakamura

弁理士試験合格(2004)／大阪大学大学院医学部医学研究科修士課程修了(1998)／特許事務所→深見特許事務所(2003-)

◎化学バイオ

**長野篤史** Atsushi Nagano

弁理士試験合格(2005)／大阪大学大学院修士課程修了(1999)／田岡化学工業(株)→深見特許事務所(2005-)

◎化学バイオ

**石川晃子** Akiko Ishikawa

弁理士試験合格(2007)／東京工業大学生命理工学部生命理学科卒業(1999)／(株)トーメン→富士薬品工業(株)→日本シエーリング(株)→深見特許事務所(2008-)

◎化学バイオ

**原園愛子** Aiko Harazono

弁理士試験合格(2007)／九州大学大学院修士課程修了(2000)／(株)興和(株)→藤沢薬品工業(株)→ナガセコムテックス(株)→特許事務所→深見特許事務所(2009-)

◎化学バイオ

**内山 泉** Izumi Uchiyama

弁理士試験合格(2001)／大阪大学理学部化学科卒業(1996)／特許事務所→深見特許事務所(2009-)

◎化学バイオ

**桑原達行** Tatsuyuki Kuwahara

弁理士試験合格(2011)／京都大学工学部工業化学科卒業(2001)／三洋電機(株)→深見特許事務所(2012-)

商標意匠法律

Trademark / Design / Law Group

◎副所長・商標意匠法律 リーダー

**竹内耕三** Kozo Takeuchi

弁理士試験合格(1983)／関西学院大学法学部法律学科卒業(1972)／深見特許事務所(1983-)、大阪大学大学院高等司法研究科客員教授(2011-)

◎商標意匠法律 サブリーダー

**向口浩二** Koji Mukoguchi

弁理士試験合格(2001)／一橋大学商学部経営学科卒業(1979)／(株)コボタ→深見特許事務所(1991-)

◎商標意匠法律

**並川鉄也** Tetsuya Namikawa

弁理士試験合格(2001)／大阪大学法学部法学科卒業(1994)、大阪工業大学工学部電子情報通信工学科卒業(2008)／深見特許事務所(1994-)、大阪大学法学部客員教授(2012-)

◎商標意匠法律

**吉野 雄** Yu Yoshino

弁理士試験合格(2004)／千葉大学法経学部法学科卒業(1998)／特許事務所→深見特許事務所(2003-)

◎商標意匠法律(東京事務所)

**齋藤 恵** Megumi Saito

弁理士試験合格(2004)／神戸大学法学部法律学科卒業(1996)／日本生命保険相互会社→深見特許事務所(2005-)

◎商標意匠法律

**大野義也** Yoshinari Ohno

弁理士試験合格(2000)／関西学院大学経済学部卒業(1996)／光洋精工(株)→松下電器産業(株)AVC 知的財産権センター→深見特許事務所(2006-)、大阪工業大学大学院知的財産研究科非常勤講師(2011-)

◎商標意匠法律

**両部奈穂子** Nahoko Ryobu

弁理士試験合格(2005)／同志社大学大学院修士課程修了(2003)／特許事務所→深見特許事務所(2006-)

◎商標意匠法律

**小澤美香** Mika Ozawa

弁理士試験合格(2004)／大阪府立大学経済学部経営学科卒業(1999)／国際電気(株)知的所有権部→特許事務所→深見特許事務所(2008-)

◎商標意匠法律

**中島由賀** Yuka Nakajima

弁理士試験合格(2005)／関西学院大学理学部化学科卒業(1994)／小林製薬(株)→深見特許事務所(2008-)

◎商標意匠法律

**富井美希** Miki Tomii

弁理士試験合格(2008)／大阪大学文学部文学科卒業(1987)／ミノルタ(株)→ORB Co.,Ltd.(香港)→プリティッシュ・カウンシル→(株)ユー・エス・ジェイ→深見特許事務所(2004-)

◎商標意匠法律

**藤川 順** Jun Fujikawa

弁理士試験合格(2010)／神戸大学経済学部経済学科卒業(1996)／(株)富士銀行(現(株)みずほ銀行)→マスマニキュア(株)生命保険(株)→(株)ジャパントレーディング→深見特許事務所(2007-)

◎商標意匠法律

**稲山史子** Fumiko Ineyama

弁理士試験合格(2010)／神戸大学文学部哲学科卒業(1993)／安田火災海上保険(株)→深見特許事務所(2001-)

## Office Information

### 大阪事務所 | Osaka Head Office

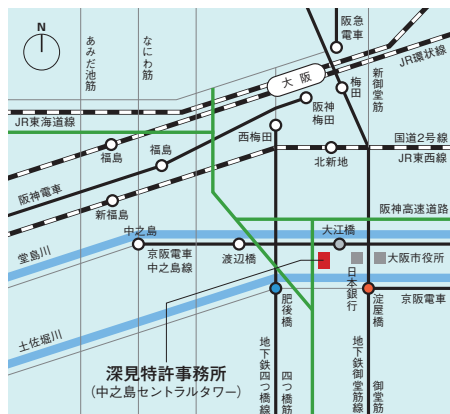
〒530-0005  
大阪市北区中之島二丁目2番7号  
中之島セントラルタワー 22階  
TEL.06-4707-2021(代) FAX.06-4707-1731(代)

Nakanoshima Central Tower, 22th floor,  
2-7 Nakanoshima 2-chome, Kita-ku,  
Osaka 530-0005 Japan  
TEL.+81-6-4707-2021 FAX.+81-6-4707-1731



#### ACCESS

##### 大阪事務所周辺図



- 地下鉄御堂筋線「淀屋橋」駅 / 7番出口から北西に徒歩4分
- 地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅 / 1-A番出口から北東に徒歩3分
- 京阪電車中之島線「大江橋」駅 / 1番出口前

### 東京事務所 | Tokyo Office

〒107-0052  
東京都港区赤坂一丁目9番15号  
日本自転車会館1号館5階  
TEL.03-5575-1491(代) FAX.03-3584-1632(代)

Nihon Jitensha Kaikan 1st Bldg., 5th Floor,  
9-15 Akasaka 1-chome, Minato-ku,  
Tokyo 107-0052 Japan  
TEL.+81-3-5575-1491 FAX.+81-3-3584-1632



#### ACCESS

##### 東京事務所周辺図



- 東京外口銀座線「虎ノ門」駅 / 3番出口から西に徒歩8分、アメリカ大使館の向かい

<http://www.fukamipat.gr.jp/>

### 監修後記

東京と大阪を往復する機会が多くなると、無意識のうちに東西の文化の違いを考えることがあります。それぞれに良さがありますが、大阪の街を歩いていてその古くからある地名を目にするとき、過去に読んだ本からの記憶とつながる懐かしさをいつも感じます。なぜ東京は昔からある地名を変えてしまったのか、行政の愚かさの一つかもしれません。

先日、大阪の駅から守口へ向かうバスに乗っていたところ、長柄東という停留所がありましたが、その長柄という地名を耳にした瞬間に、好きな与謝蕪村の世界が記憶の底から広がってきました。蕪村を通して、大阪のほのぼのとした良さをあらためて感じた時でした。

その蕪村の句は、「やぶ入りや浪花を出て長柄川」

監修 副会長(東京事務所長)・弁理士  
石井 正

FUKAMI PATENT OFFICE, p.c.

## NEWS LETTER

vol.2

特許業務法人 深見特許事務所 ニュースレター

July 2012

監修——石井 正  
編集部——西谷元秀

■ 本冊子に関するお問合せ先

TEL.06-4707-2021(代)・E-mail: info@fukamipat.gr.jp

■ 本冊子は知的財産に関する一般的な情報を取りまとめたものであり、個別の事案についての当事務所の具体的な対応のあり方あるいは助言を示すものではありません。

■ 本冊子の送付をご希望されない方は、編集部までご連絡ください。また、受領者以外に、本冊子の受領をご希望される方がおられましたら、編集部までご連絡ください。